

# 報 告

## 平成16年度心身障害学系研究交流セミナー

平成16年度の筑波大学心身障害学系研究交流セミナーは、7月9日に特別支援教育研究センターの開所式に伴う特別企画として、「筑波大学特別支援教育研究センターに期待すること」というテーマによるパネルディスカッション形式で実施された。東京キャンパスを会場としたこと、開所式に伴う行事したことなどから、文部科学省特別支援教育課、国立特殊教育総合研究所、学長・副学長はじめ大学関係者、心身障害学系教官及び附属学校教員など、会場一杯の160名に近い参加者があった。その概要およびパネルディスカッションの要旨について報告する。

なお、パネリスト・司会者の所属・役職は、平成16年7月9日現在のものである。

### I. 研究交流セミナーの概要

日 時：平成16年7月9日（金）

15時20分～17時20分

場 所：筑波大学東京キャンパス G501教室

テマ：筑波大学特別支援教育研究センターに期待すること

パネリスト：

石塚謙二氏（文部科学省特別支援教育課特殊教育調査官）

「教育行政・特別支援教育体制推進の立場から」

藤本裕人氏（国立特殊教育総合研究所総括主任研究官）

「研究・研修における国立特殊教育総合研究所との連携を中心に」

緒方明子氏（明治学院大学心理学部教授）

「LD, ADHD, 高機能自閉症等に関する通常学校支援を中心に」

鳥山由子氏（筑波大学教授、附属学校教育局次長）

「大学・附属学校との連携を中心に」

司会：前川久男（特別支援教育研究センター教授）

### II. 企画の趣旨

本研究交流セミナーは、今回は特別支援教育研究センターの開所式を記念して東京で開催をする「特別企画」である。筑波地区でなく東京地区で開催するという意味だけでなく、特別支援教育への転換に伴う「特別企画」と言える。

「特別支援教育」は、これまでの特殊教育、障害児教育を今後、革新的に変化させる可能性があり、教育の範囲や数、レベルの問題だけではなく、理念、社会における位置、子どもと親との関係、専門家の役割、分けても通常教育との関係も革新されるべき課題だと考えられる。しかし、それはこれまでの特殊教育や障害児教育の否定の上ではなく、改善的発展として捉えるべきものである。

障害児教育の歴史の研究から、先覚者たちが特殊教育を展開するプロセスの中で特殊教育は障害児にとってかけがえのない場であり、生活の場であることを自覚していた事実を学ぶことができる。特殊教育こそ障害児の個別的教育ニーズを発見し育む場であり、方法であることを優れた実践家は発見してきた。子どもひとりひとりを尊重し、親との関係を大事にする教育であったから存続してきたと言えるだろう。また草創期の特殊教育の実践から、特殊教育の実践を深めることで、その結果を通常教育に応用すること、すなわち、特殊教育が通常教育をリードしうることも学ぶことが出来た。

今回特別支援教育研究センターが開所式を迎えたことについて、大きな展開への歴史的認識をもつべきだろう。これまでの特殊教育、障害児教育を発展させながら、子どもと家族に励ま

しと喜びをもたらし、さらに通常教育の改善、ひいては社会に対する大きな貢献をするという、やり甲斐のあるエキサイティングな課題を持っているという認識である。

この課題は、特別支援教育研究センター、心身障害学系及び障害附属5校はもちろん、学外の関係機関、研究者、実践家との共同なしには達成できないことである。そのような共同事業によって新しいモデルを創り出していく、その最初の試みが本日のセミナーだと位置づけられる。忌憚のない研究交流によってその礎が築かれるることを期待したい。

(中村心身障害学系長あいさつより)

### III. パネラーによる提言

各パネラーの抄録原稿を紹介すると共に、当日お話しいただいた中から特に特別支援教育研究センターへの期待という部分を中心に報告する。

#### 1. 石塚謙二氏（文部科学省特別支援教育課） 「筑波大学特別支援教育研究センターに期待すること」

- 特別支援教育体制に関する教育行政の視点から-

##### 1. 特別支援教育の理念とシステム構築

###### (1) 基本的方向と取組

障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図る。

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

###### ①「個別の教育支援計画」

###### ②特別支援教育コーディネーター

##### ③広域特別支援連携協議会等

##### (2) 特別支援教育を推進する上での学校の在り方

- ①盲・聾・養護学校から特別支援学校へ
- ②小・中学校における特殊学級から学校としての全体的・総合的な対応へ

##### (3) 特別支援教育体制を支える専門性の強化

#### 2. 中央教育審議会特別支援教育特別委員会における検討内容

- (1) 盲・聾・養護学校制度の見直し
- (2) 小・中学校における特別支援教育の推進体制の整備
- (3) その他関連する事項

#### 3. これからの中の教育行政の取組と研究界への期待

- (1) これからの中の教育行政は、研究界や保護者の会、NPOなどと協同的な取組が不可欠-事業実施、政策立案に関連（モニタリングを含む）

(2) 研究界には、これまでの「障害の種類や程度」に焦点をあてた指導法の研究に加えて、より幅広い「特別な教育的ニーズ」に応えることを求めたい。

- ・特別支援教育システムなどのトータルな教育環境の整備に関するこ
- ・新たな視点での学校・学級経営やコーディネートに関するこ
- ・指導・支援や施策等の効果的な評価法に関するこ-教育実践や教育行政の取組に関する視点の重視
- ・研究上の知見の総ざらいと必要な研究活動を見出すことなど

(3) 筑波大学特別支援教育センターには、大学の基礎研究等に裏付けられながら、我が国の学校における教育・指導機能のレベルアップに加えて、幅広く環境要因も踏まえた「特別な教育的ニーズ」に応えることを目指してもらいたい。

以下は、当日の御提言いただいたなかから、一部を採録したものである。

「(中略) 行政の立場から特別支援教育研究セ

ンターに求めたいことは、これまでの障害の種別や程度ではなくて、ニーズに応ずる教育という観点から、障害の種類や程度等に応じた指導法研究の進化・強化に加え、より幅広い教育的ニーズに応える研究をお願いしたいということである。その研究の中味としては、システムなどのトータルな教育環境に関することや、これまでとは異なる新たな学校、学級経営、コーディネートに関する施策のモニタリングや新たな指導法の開発などがあげられるだろう。

学校の総合的な取り組みや教育行政に関与するという視点ももって頂ければありがたい。あわせて、大学やセンター、国立特殊教育総合研究所などの知見を総ざらいして、教育行政、財政の観点を踏まえながら、必要な研究活動の範囲を見いだしていただきたい。この度、国立特殊教育総合研究所のプロジェクト研究の1として、自閉症のガイドブックが刊行された。国立特殊教育総合研究所で、20年以上自閉症の研究をしてきたものをレビューし、ガイドブックを作りという取り組みである。こうした知見の総ざらいをした上で、特別支援教育センターには、筑波大学の基礎研究に裏付けられながら我が国の総合的な研究のレベルアップや、幅広いニーズに応えることを目指してほしい。

筑波大学の附属久里浜養護学校については、この4月から自閉症の専門の学校として開校した。こちらも国立特殊教育研究所との連携を大切にしながら、筑波大学とセンターの十分な支援を受けながら、より良い実践をして、国際的にも通用する指導方法等を我が国から発信するくらいのつもりで取り組んでいただきたい。

センターと関係附属学校が、ニーズに応ずるトータルな研究、教育・指導に加えたトータルなニーズに対応する研究を進めるという気概を持っていただければ大きな喜びである。」

## 2. 藤本裕人氏（国立特殊教育総合研究所企画部総括主任研究官）

「筑波大学特別支援教育研究センターに期待すること」

### - 国立特殊教育総合研究所との役割分担と連携を中心に-

#### 1 国立特殊教育総合研究所の改革・改善の方針と新組織

特殊教育のナショナルセンターとして「国の行政施策に寄与する研究活動」「現場の教育活動に資する実際的研究」「指導者養成のための専門的研修」「新しい課題に対応した研修事業」「地方公共団体を支援する教育相談活動」「特殊教育関係情報の収集・分析・普及」「国内外の大学関係機関等との連携・協力」を行う。

機構改革後の新組織は、「企画部」「教育支援研究部」「教育研修情報部」「教育相談センター」「総務部」である。

#### (1) 政策的な課題に関する実際的・総合的な研究

##### ①プロジェクト研究（例）

○特別支援教育コーディネーターに関する実際的研究

○「個別の教育支援計画」の策定に関する研究

○小・中学校に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の指導に関する研究

- LD、ADHD等の指導法を中心に-

○拡大教科書作成システムの開発とその教育効果の実証的研究 他3研究

##### ②課題研究（例）

○聴学校におけるコミュニケーション手段に関する研究

- 教職員の手話活用能力の向上とこれを用いた指導の在り方の検討-

○盲ろう等の重複障害のある児童生徒の教育課程の構築に関する実際的研究

○脳科学と障害のある子どもの教育に関する研究 他13研究

#### (2) 研修

地方自治体の指導者養成研修（現職教員に対する中長期、目的的研修）

#### (3) 教育相談

自治体等での対応が難しい高度な専門性

が必要なケース（低発生等）、教育相談マニュアル等

(4) 国際交流

ナショナルセンターとして、アジア太平洋特殊教育国際セミナー等での研究交流

(5) 情報発信

特別支援教育に関する総合的な情報提供体制、webの充実

(6) 筑波大学附属久里浜養護学校との相互協力

2 筑波大学特別支援教育研究センターに期待すること

○附属盲学校・聾学校・養護学校の「実践のフィールド」の存在

○心身障害学系の研究の蓄積と専門性

○研究センター等との共同研究

○研修事業等における連携

以下は、当日の御提言いただいたなかから、一部を採録したものである。

「(中略) これからの中身で、筑波大学には附属盲学校、聾学校、養護学校という実践のフィールドがあり、日本の障害児学校として創世記からその柱を担つてきていることから、まずそのフィールドを活かして、新しい指導法をさらにどんどん広げていってほしい。次は心身障害学系の研究の蓄積があることへの期待である。障害児教育の指導の中身、実践の中身、新たな指導法の研究について、心身障害学系の中で増えられた研究の蓄積に期待することが大きい。

連携という点では、センターと国立特殊教育総合研究所も必要に応じて共同研究をしたり、セミナー等でも連携が必要だと考える。また多くの研修事業の中で、それぞれがもっている専門性の違い、あるいは補完しあう内容を明確にして連携していくべきだと思う。

この特別支援教育研究センターができることによって、教育実践に視点をおく研究が進められ、一方で教育行政施策に沿った研究も進めら

れ、その2つが重なることで、より幅広い観点で特別支援教育の体制、中身を充実することが必要ではないかと思う。今後の連携の中で、21世紀の新しい教育の中身を作り上げができるよう頑張っている。」

3. 緒方明子氏（明治学院大学）

「筑波大学特別支援教育研究センターに期待すること」

- 「LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもたちへの支援を中心に」-

1. 巡回相談からみえてくる現状について

(1) 子どもの状態

①行動面- 離席、無関係な発語、他児への暴力・ちょっとかい、感情の爆発

②学習面- 学習の遅れ、特異な困難、意欲の喪失

③家庭- 虫歯、持ち物、衣類、居場所、食事

(2) 教師・保育士のニーズ

①気づきの増加と支援の必要性の増加

②具体策

③子どもの状態に気づかない・認めることが難しい保護者との関係

2. センターに期待すること

(1) 担当者と共に子どもについて考えるサポーター

(2) 子どもへの継続的な支援

(3) 学校への継続的な支援

(4) 必要に応じて必要な機関とつなげる

(5) 行動面や学習面の支援を実行できる力を養うことができる研修

(アセスメントと個別の指導計画の作成)

(6) 地域の支援システムの構築への支援

以下は、当日の御提言いただいたなかから、一部を採録したものである。

「(中略) センターで相談を受け付けるだけでなく、巡回あるいは「出前指導」とも言われてい

るが、現場に出て行って、自分からは相談に来るきっかけが作れない、環境の整わない子どもに対する支援ができる人材を育ててほしいと思う。今年2月に、LD等の特別支援教育体制整備のためのガイドラインが文部科学省から出され、その中にも専門委員会や巡回相談についての1章が設けられ、巡回相談の必要性が明記されている。

「巡回相談ができる人材」すなわち学校の授業時間帯に学校を回れる人で、子どもの実態を比較的短時間で把握でき、具体策を現場の教師と一緒に考えることができる人、しかもフォローしながら、修正出来る方策が立てられる、そんな人材が求められている。子どもや学校への継続的支援は、特別支援教室が機能するようになれば、クリア出来ると思う。

教員の資質を高めることも重要。力がある教員でも、3~40人の小学校の学級では、難しいと思われるケースが、10ケースのうち1人、2人はいる。こうしたケースに対しては、どう支援すればいいのかというアイデアが生まれにくい。場所を変えるだけでなく、保護者の理解を得ること、指導方法を考えること、子どもの見えにくい困難さを把握することなど、様々な対処法があるが、全部総合しても、やはり対処が難しいケースもある。

(中略) 巡回相談とも関係するが、地域で核となる先生を育てて頂きたい。全部の先生に一度に力をつけるのは難しいが、それぞれの先生が困った時に、相談にのってもらい情報をもらえる、具体的な方策を考えてくれる、専門機関につなげてくれるなどのノウハウを持つコーディネーターなど、地域の核となる先生の養成が重要だと思う。また、行動面や学習面への支援を養うことができる研修も大切。実践的研修、日常的に研修できる機会、アセスメントとそれに基づく個別の指導計画を作成する力がつくような研修を期待する。

(中略) 現在、いろいろな地域で支援システムの構築や、その試みが進められスタートラインに立っているところが多い。港区でも、保護

者が運営するNPO2つと、区の教育委員会、福祉課、社会福祉協議会、大学で連携して、特別な支援教育のシステム作りを始めている。これらを集約して情報交換を行ったり、そこで課題になったことなどを集約するような役割を果たして頂きたいと思う。

最近の相談で増えているのは、学校を卒業したあとの軽度の発達障害の人の支援で、高校までは特別な支援を受けている場合でも、卒業したり就労したり、地域の軽度の人のサークルに入っているケースからの相談が増えている。これについては、その人たちの障害の状態の改善だけではなく、将来への楽しみ、将来への展望作りを兼ねてやっていくことがこれから課題であると思われる。」

#### 4. 鳥山由子氏(筑波大学人間総合科学研究科・心身障害学系)

「筑波大学特別支援教育センターに期待すること」

-イギリスの視覚障害教育の現状から、センターの役割を考える-

#### 1. はじめに

イギリスは、1980年代からの教育改革の中で、障害児の通常学校での教育を基本方針とし、それを支援するシステムを構築している。また、1960年代から改革を続けてきた視覚障害教員養成プログラムや、王立盲人協会(RNIB: Royal National Institute of the Blind)の教育部の活動も、視覚障害教育の専門性に貢献している。しかし、現場には、多くの課題があることも事実である。

ここでは、イギリスの視覚障害教育の現状を紹介し、今後、特別支援教育センター・附属障害教育学校・大学が連携して何を為すべきかを考える。

#### 2. イギリスにおける視覚障害児の教育の場

王立盲人協会(RNIB)は、2002年に、全国の97のLEA(Local Education Authority: 地方教育局)を対象に、視覚障害児の就学状況の調査を行った。その結果は、「視覚障害児童生徒(盲、

弱視)」と、「点字を使用する児童生徒(盲)」に分けて、それぞれ約40ページの報告書にまとめられている。

#### (1) 視覚障害児(盲と弱視)の教育の場

小学校段階で57%中等学校段階で47%が通常学校で教育を受けている。また、盲学校以外の特殊学校の在籍児が、小学校段階、中等学校段階で、それぞれ32~33%を占めている。したがって、通常学校と地域の特殊学校(盲学校以外)で、視覚障害児の80~90%が教育を受けていることになる。

#### (2) 点字を使用する児童生徒の教育の場

点字使用者に限ってみると、弱視を含めた数値とは様相が異なっている。小学校段階では、通常学校に通っている子どもが49%で最も多いため、視覚障害児のためのリソース・ユニットが33%を占め、盲学校も16%ある。中等学校段階では、この傾向はさらに顕著になり、通常学校が21%、リソース・ユニットが39%、盲学校が36%となっている。点字使用の児童生徒の支援レベルは「サイトメント」であり、通常学校でも、巡回教師や学習支援助手のサポートを受けているが、高学年になるほど、視覚障害に対する手厚い支援のある場を選ぶ傾向が強いことがわかる。なお、点字使用者で盲学校以外の特殊学校で教育を受けている者は、ほとんどいない。

### 3. イギリスの視覚障害児の支援を担う人々

#### ① 視覚障害教育の専門教師(QTVI: Qualified Teacher for Visual Impairment)

- ・視覚障害教育の免許を有する教師で、視覚障害教育の専門家として認められている。
- ・盲学校教師には、QTVIの取得が法律で決められている(Mandatory Qualifications)。このような免許は視覚障害と聴覚障害のみ(自閉症児指導のQTのコースは作られたが、法律で必要な資格にはなっていない)。
- ・巡回教師、リソースティチャーにはQTVIは法的には義務づけられてはいないが、雇用条件になっている。
- ・バーミンガム大学、ロンド大学などに通信教

育のコースがあり、盲学校が縮小された現在でも、毎年約70人がQTVIとして卒業している。

2年間コース(週1回の大学でのスクーリングを含む)

1年間コース(週2回の大学でのスクーリングを含む)

#### ② SENコーディネーター(SENCo: Special Educational Needs Coordinator)

各学校で、特別な教育ニーズのある子どもを掌握し、専門家のコーディネーターや事務処理を担当する。管理職が兼ねているケースもある。

#### ③ 学習支援助手(LSA: Learning Support Assistant)

通常学校で障害のある子どもをサポートする人。点字教材を作成したり、点字の指導をしたり、通常学級での授業に付き添ってサポートしたりする。基礎資格は必要ではない。たいていはQTVIの指導下で働く。

### 4. 我が国の視覚障害児の特別支援教育のため何をしなければならないか

#### (1) 弱視児の支援のために

イギリスの視覚障害児数は、小学校段階(5歳~10歳)で5,843人、中等学校段階(11歳~16歳)で4,746人である。これを、我が国の状況と比較してみたい。

中学校段階以上は、日本とイギリスの教育形態が大きく異なり比較しにくいので、小学校段階での数値で比較する。「特殊教育資料2003年」によれば、盲学校小学部の在籍672人、小学部段階の通級による指導164人、弱視特殊学級164人で、視覚障害児としてカウントされている児童は合計972人である。一方で、イギリスのデータをもとに、障害発生率、人口比等を考慮して推計すると、通常学校や養護学校に在籍している児童を含め、我が国には10,000人~15,000人の視覚障害児童がいると思われる。特に、先行研究からは、知的障害養護学校在籍児の15~30%が見え方に困難があると推計され、知的障害養護学校小学部在籍児(17,788人)のうち、3,000人から5,000人が視覚障害に対する支援が必要な児童であると考えられる。また、通常学校に

も数千人から1万人の視覚障害児が在籍していると思われる。これらの視覚障害児の発見、アセスメント、支援内容の決定、支援者の研修等、特別支援教育のためには、大学と特別支援教育研究センターの連携で進めなければならない研究と実践の課題が山積している。

(2) 視覚障害教育の専門性の確保のために  
イギリスのQTVIの養成制度は、この点で大変興味深い。重度の感覚障害の教育には、障害に対する深い洞察と具体的な支援技術を持った教員が必要である。このような専門性の高い教員の養成、研修は、筑波大学と特別支援教育研究センターに期待されている。その際には、これまでの我が国の盲学校教育、特に附属盲学校で培われてきた専門性、特に、教科教育の専門性の実践の知を活用することが不可欠である。

#### 引用文献

Sue Keil with Louise -Rose (2002) Report of research Study into Teaching Braille to Children in Schools, RNIB. ([www.rnib.org.uk](http://www.rnib.org.uk))

以下は、当日の御提言いただいたなかから、一部を採録したものである。

「(中略) 少なくとも、専門家の配属と専門家の教育が、緻密なスケジュールでなされていくこと、特にこれをセンターと大学とが協力してやっていくことが課題だと思う。

(中略) 日本の特殊教育資料を基に見ると、小学校段階で掌握されている視覚障害児は1,000人に満たない。イギリスでは小学校段階で5,843人。人口は日本が2倍なので、小学校段階で10,000人程度の視覚障害児がいると考えられるが、そのうちの1,000人しか掌握されていないということになる。一方、知的障害養護学校の在籍児にも視覚に障害がある子どもがおり、小学部在籍児17,788人のうち推計3,000～5,000人が視覚障害の特別支援の対象になると考えられる。知的障害をともなう子ども達について、そのなかで視覚、聴覚に障害がある子どもたちをどう

見つけ出し、アセスメントをどう行い、支援の方法をどう構築し、支援をする人の教育をどうしていくのか、などはこれから課題である。また重度の障害を持つ子どもに対しては専門家を各教育の場に派遣することが大切である。視覚障害教育の場合、附属盲学校などで構築してきた専門性や子どもへの指導法についての発信が求められると思う。

全国的規模で現職教員に対する研修の機会を設け、教育実習のような体験してもらい、各障害の指導法について実際的に体得することが非常に大事。そのためには大学と附属学校がセンターを基盤にして、一緒に養成や研修事業をやっていくことが必要と考える。」

#### IV. まとめ

本稿は、心身障害学系研究交流セミナーでの各パネラーの提言を、発表抄録及び録音記録の一部によって紹介したものである。各パネラーの特別支援教育研究センターに対する提言を受けて、司会者からは、特別支援教育研究センター発足により、心身障害学系及び筑波大学附属障害教育5校の教員間で、障害の重複する事例について連携したケース検討が可能になったこと、大塚養護学校の取り組みなどの例から通常の学級にいる新たな、様々なタイプの子ども達に対する支援の可能性が開かれつつあることなどが紹介された。また人材の養成という点では、今後附属学校との緊密な相互協力による養成・研修システム作りに取り組みたいことなどが述べられた。

最後にセンター長から、パネラーの提言に応えて、これまでの特殊教育の専門性に関して継承すべきものを明確化して発信すべきこと、一方で今後の特別支援教育体制において確立すべき新たな専門性があること、また、国立特殊教育総合研究所との研究、研修事業における役割分担について、互いに補完できる仕事、連携できる仕事があり、共にこの転換期にあって内外の期待に応えることが必要であること、などのまとめがなされた。  
(文責 斎藤佐和)